

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年3月には男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、平成18年12月には現行計画である「千葉県男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

これまで取り組んできた施策の主な成果と課題は次のとおりです。

主な成果

(1) 男女の平等意識やドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}等の認識は高まってきている

本県が、平成21年10月に行った「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（以下「平成21年度県民意識調査」という）によると、「家庭のなかで」「職場のなかで」等男女平等と感じる人の割合は増加傾向にあり、県民の意識は着実に変化してきていることがうかがえます。

また、「DVが人権侵害である」と認識する人の割合は71.1%（平成16年：46.9%）と高まりました。

(2) 県と県民・民間団体との連携・協働により、男女共同参画についての理解が深まってきている

民間との協働体制を強化し、産業分野や教育分野等における自主的な取組を促進していくため、「千葉県男女共同参画推進連携会議」を設置しました。情報交換会や研修会等を通して団体相互の連携が強化され、様々な分野において、男女共同参画に対する意識が浸透してきました。

また、県・市町村と県民とのパイプ役となり、地域に根ざした広報・啓発活動などを行う「千葉県男女共同参画地域推進員」を設置し、協働による取組を推進しました。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実・強化を図った

配偶者の暴力から逃れてきた女性を一時保護する「女性サポートセンター」を改築することにより、DV被害者の支援体制の充実・強化を図りました。

また、異性に対する暴力の予防教育として、高等学校等において、98回（目標70回）生徒延べ約3万3千人に対して「デートDV講座」を実施しました。

主な課題

(1) 男性優遇と感じる人の割合は依然として高い

平成21年度県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、「社会全体で」男性優遇と感じる人の割合は、前回の平成16年度調査から微減したものの、依然7割を超えています。

(2) 県の審議会等における女性委員の割合は低い

県の審議会等における女性委員の割合については、「平成22年度末40%」を目標としていましたが、平成22年4月で審議会等に占める女性委員の割合は27.0%（平成17年：26.3%）で0.7ポイント上昇したものの、まだ目標にはほど遠く、全国的に見ても低い状況です。

(3) DV被害者支援推進のための市町村や関係機関とのさらなる連携強化

既存の社会資源や施策を活用し、地域の実情に即したDV被害者支援を推進するため、市町村DV基本計画の策定促進や関係機関との連携を強化していく必要があります。

現行計画策定から5年が経過し、本格的な人口減少社会の到来、世界同時不況による経済の低迷と閉塞感の高まりなど、近年の社会情勢は大きく変化しており、非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大など新たに対応していかなければならない課題が生じています。また、女性の労働市場への参画促進や多様なライフスタイルの実現などに重点的に取り組む必要があります。

さらに、地域社会（地域コミュニティ）においても、人間関係の希薄化、未婚の増加等による単身世帯の増加が進む中、地域を支えるネットワーク力が弱まっています。地域コミュニティを維持・再生していくためには、男女がともに助け合い、協力し合って、よりよい地域社会をつくっていくことが重要です。

本県では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、さらに新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第3次千葉県男女共同参画計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、「千葉県総合計画」や本県の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

本県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画の期間は、平成37年（2025年）までの15年間とします。

また、具体的な施策について定める事業計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。

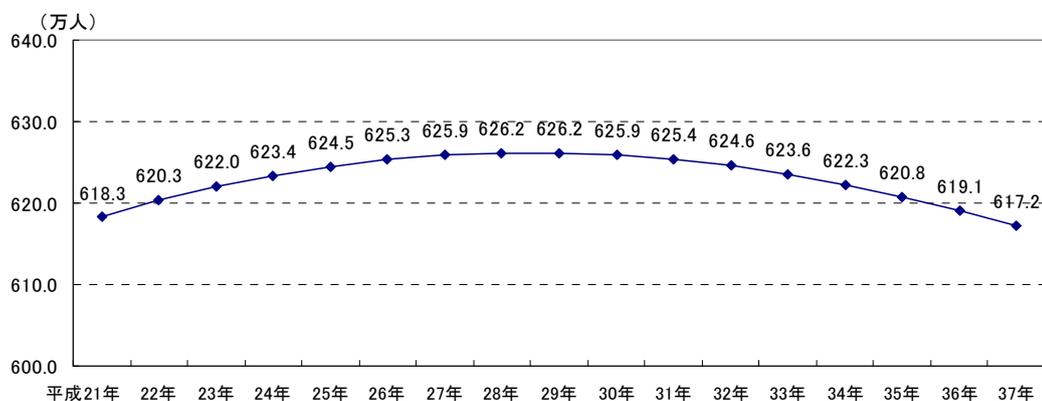
なお、随時、計画の実施状況等について検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

(1) 少子高齢化の進展、労働力人口の減少

千葉県の人口は今後もわずかながら伸びていくことが見込まれますが、平成29年（626万2千人）を境に、緩やかな減少傾向に入り、15年後の平成37年には617万2千人になることが予想されます。

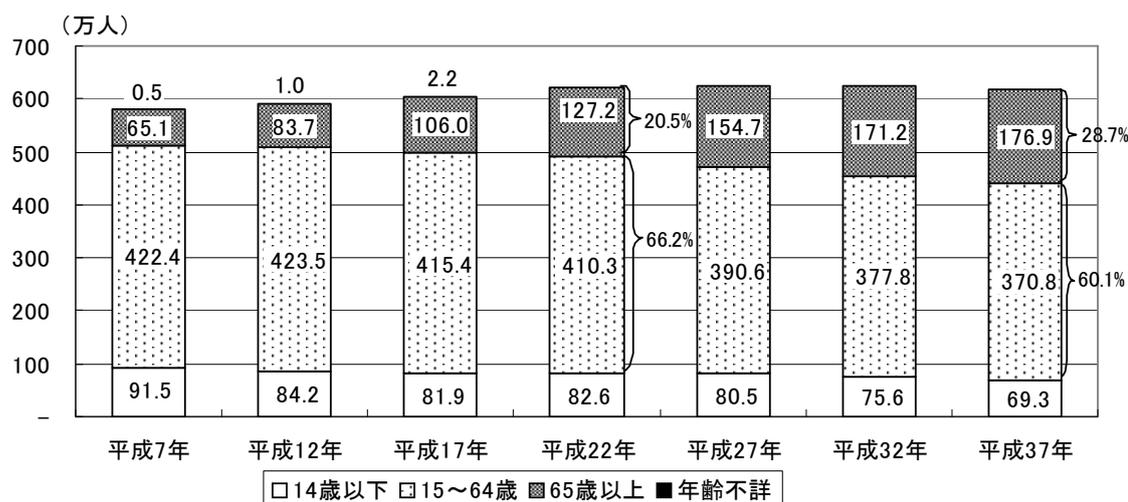
人口の推移及び将来推計(千葉県)



資料：千葉県「政策環境基礎調査（将来人口推計）」（平成22年）

高齢者人口（65歳以上の人口）は、平成22年の127万2千人（20.5%）から平成37年には176万9千人（28.7%）へと、急速に増えていくことが予想されます。一方、本県の生産年齢人口（15歳以上64歳以下の人口）は、平成22年の410万3千人（66.2%）から平成37年には370万8千人（60.1%）へと減少することが予想されます。

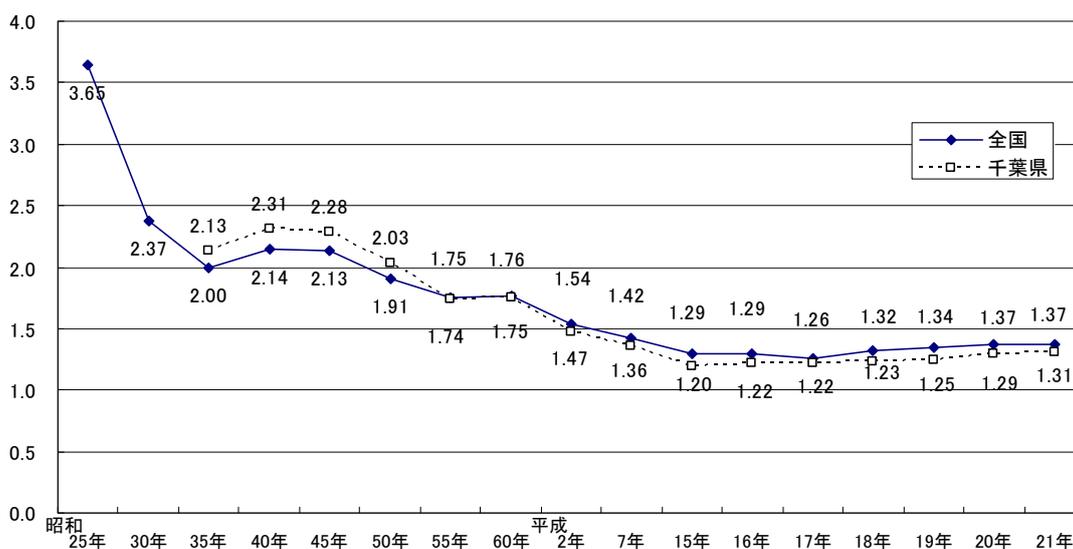
年齢階層別人口の将来推計(千葉県)



資料：千葉県「政策環境基礎調査（将来人口推計）」（平成22年）

合計特殊出生率は、平成20年に1.29となり、過去最低であった平成15年(1.20)以降、わずかながら上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っています。

合計特殊出生率の推移(千葉県、全国)

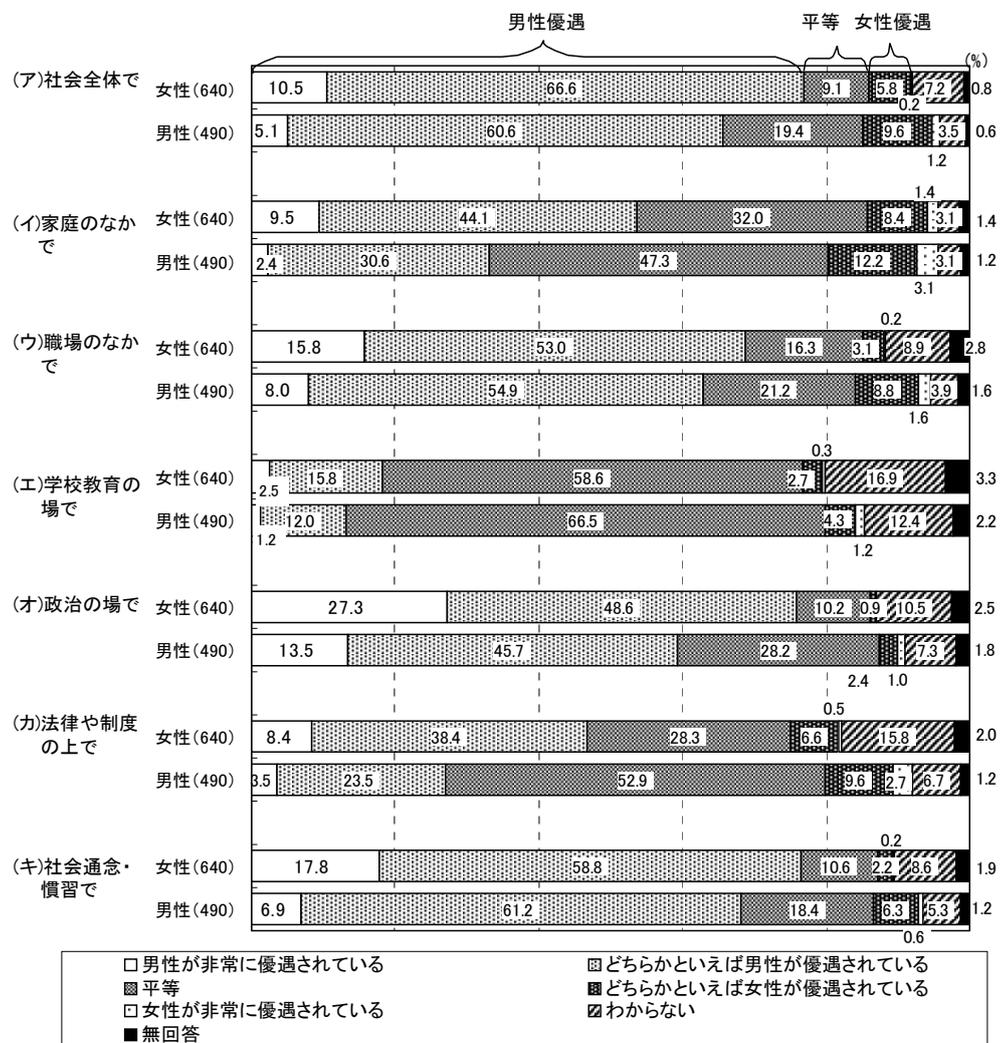


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 男女の平等意識

「社会全体で」「家庭のなかで」「職場のなかで」「学校教育の場で」「政治の場で」「法律や制度の上で」「社会通念・慣習で」の7分野について、男女の地位が平等になっているかを聞いたところ、「社会全体で」「職場のなかで」「政治の場で」「社会通念・慣習で」では、男女とも『男性優遇』と回答している割合が過半数を占めています。『平等』と答えた割合が高かったのは「学校教育の場で」であり、また男女の回答の隔たりが最も大きかったのは「家庭のなかで」で、『男性優遇』が女性53.6%、男性33.0%と、20.6ポイントの開きがあります。

社会の様々な分野における男女の平等意識(千葉県)



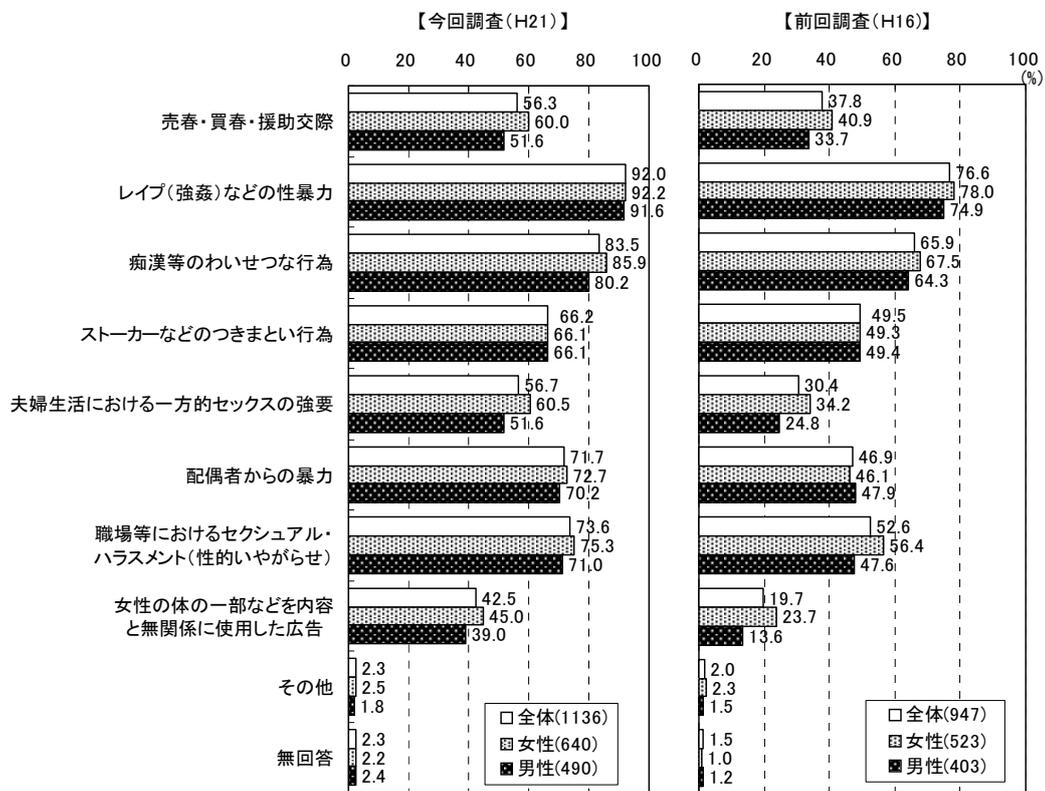
資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年)

(3) 女性に対する人権侵害についての意識

「女性の人権が侵害されていると感じること」については、「レイプ（強姦）などの性暴力」（女性92.2%、男性91.6%）が最も多く、続いて「痴漢等のわいせつな行為」（女性85.9%、男性80.2%）となっています。

平成16年と21年では、すべての項目で女性への人権の侵害であると感じる人の割合が増えています。「配偶者からの暴力」については、全体で24.8ポイントも上昇しています。

図1 女性の人権が侵害されていると感じること

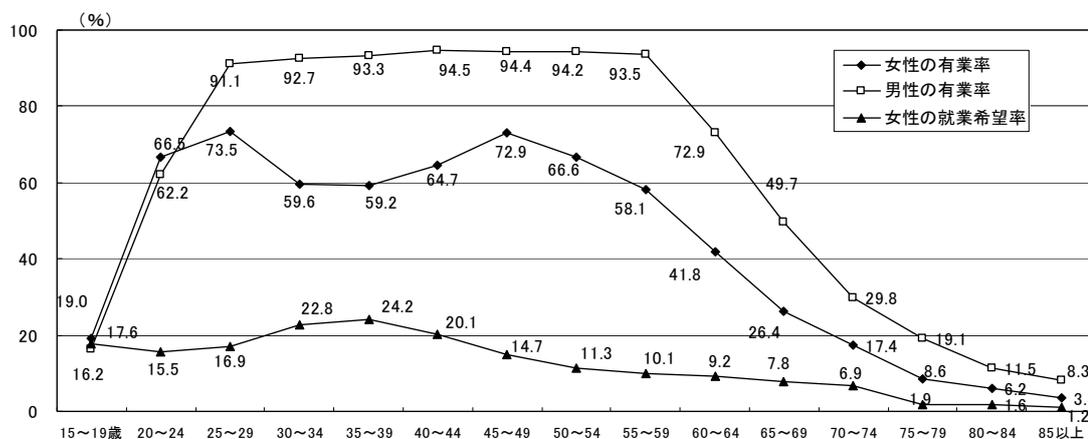


資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（平成21年）

(4) 男女の労働の状況

有業率を男女別にみると、男性は25歳から60歳まで大きな変化がないのと比較し、女性は30～34歳階級で低下したのち40～44歳階級で再び上昇しており、子育て期間中の女性は有業率が低下する状況がみられます。一方、女性の就業希望率は、25～29歳階級、30～34歳階級、35～39歳階級で上昇しています。

年齢階級別男女別有業率及び就業希望率の推移(千葉県)

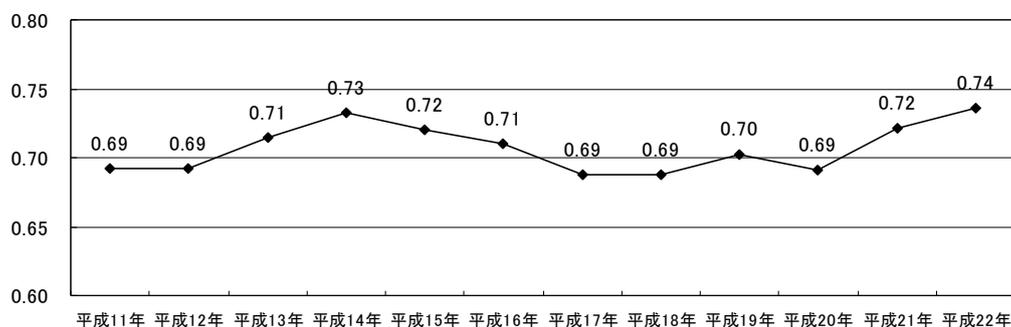


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

注：年齢階級別就業希望率＝無職者のうち何か収入になる仕事をしたいと思っている者(年齢階級別)/総人口(年齢階級別)

平成22年の女性一般労働者の給与水準は男性一般労働者の0.74と低く、賃金格差は解消されていません。

女性労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(千葉県)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

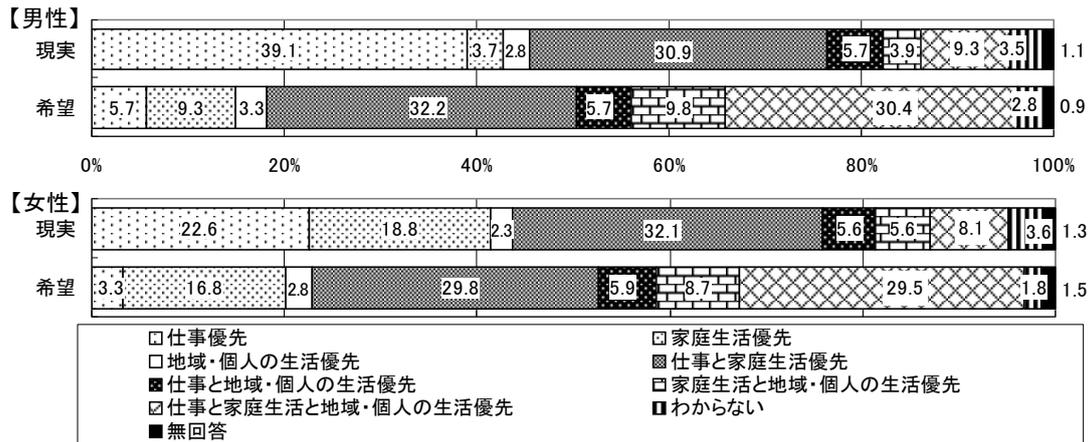
注1：一般労働者とは、短時間勤務者以外の者をいう。

注2：男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を1として、女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

(5) ワーク・ライフ・バランス※2(仕事と生活の調和)をめぐる現状

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度において、男女とも希望するバランスと現実に乖離がみられます。

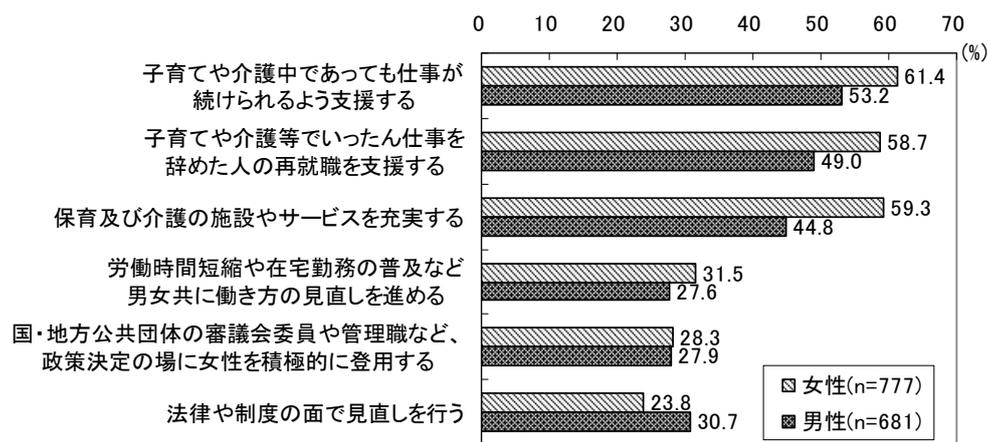
仕事と生活の調和の希望と現実(千葉県)



資料：千葉県「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」(平成22年)

男女共同参画社会を実現するための行政の取組について聞いたところ、男女ともに、仕事と生活の両立に関する施策が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するための行政の取組(千葉県)



資料：千葉県「県政に関する世論調査」(平成21年12月)
注：選択肢のうち上位6項目。

※2 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。